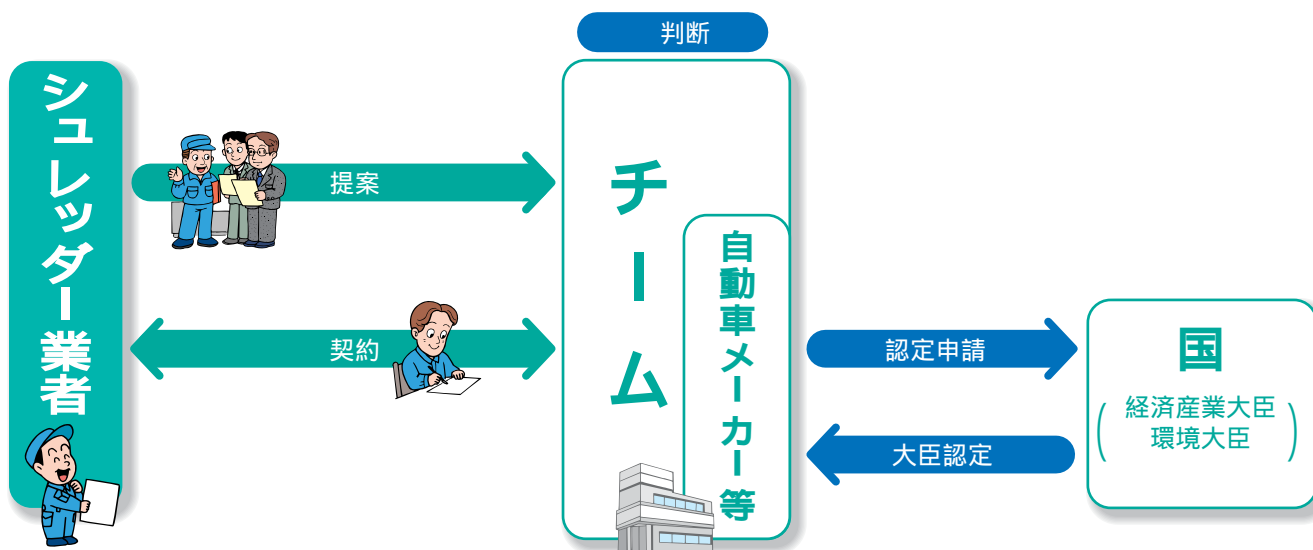


第7章 シュレッダー業者によるASR減量・減容の取組み

1. 委託申請の流れ

シュレッダー業者によるASR減量・減容の取組みについては、提案に応じて自動車メーカー等において判断させていただき、有意なものについては委託契約を締結し、ASR減量・減容の費用をお支払いすることとなります（経済産業大臣・環境大臣の認定が前提）。



(1) 対象

提案の対象は、原則として下記にあたるASR減量・減容の取組みです。

① 減量委託の場合

自動車メーカー等が引き取るASR実重量が減少し、かつ、再資源化率向上に貢献している場合（固形燃料化、素材として再資源化する作業など）

② 減容（性状改善）委託の場合

ASR指定引取場所（ASR再資源化施設・埋立処分場）の受入れ条件により、ASRの性状改善が必要な場合（海面埋立てのためのASR固化・比重アップの作業など）

(2) 委託の条件

下記の基準6項目すべてに適合することが条件となります。

- 1 ASRの実重量がASR基準重量よりも明らかに低減するものであること（減容固化を除く）
- 2 原則として減量・減容のための装置が付帯されていること
- 3 上記工程で減量・減容の重量データとその活用先、活用量のデータが明確になっていること
- 4 ASR再資源化・処理費用の単価が、原則として後工程のASR再資源化・処理費用の単価に比べ安価であること
- 5 ASR減量・減容作業後のASRが指定引取場所の定める引取基準に適合すること
- 6 ASR減量・減容の対象は、解体自動車（廃車ガラ）を破碎し、金属類を回収した後のASRに限る（高度な金属分離回収は対象外）

(3) 契約に必要な書類

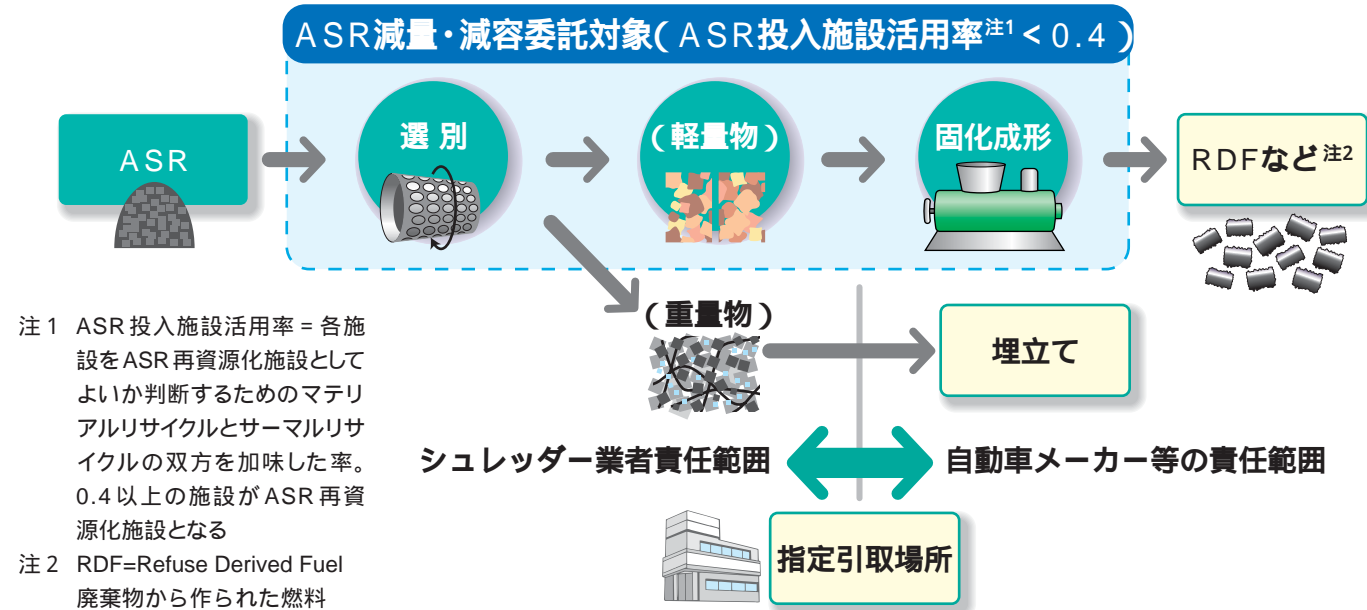
現在検討中ですが、2004年4月に提示予定です。

2. ASR減量・減容委託対象と考えられる事例

一部再資源化のためのASR選別加工行為の場合

(32ページの申請対象となる 減量委託の場合に該当します)

解体自動車(廃車ガラ)を破碎後、他の製品の素材となる原料をASRから選別・固化を行っている場合、ASR減量・減容委託の対象となりえます。



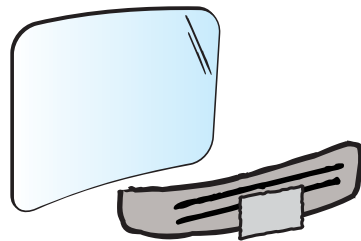
3. ASR減量・減容委託対象外の事例

【例1】

解体工程でガラス・バンパー等を取り外す行為はASR減量・減容の取組み対象外です。

<理由>

破碎工程以前の行為はASR減量・減容の取組みにはあたりません。

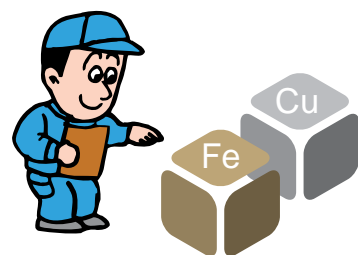


【例2】

高度な分別を行い、鉄・アルミニウム・その他金属を回収してASR重量を減量する行為は、ASR減量・減容対象外です。

<理由>

金属類の回収はシュレッダー業者の再資源化基準の範囲です。

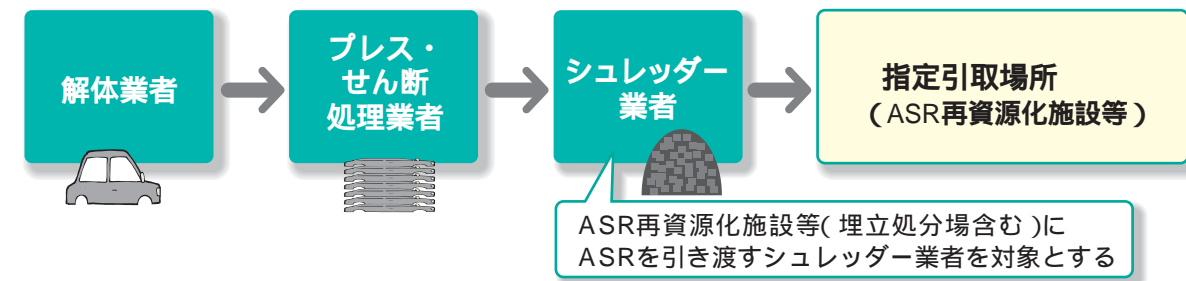


ASR再資源化施設に該当する場合は、ASR減量・減容の取組みの対象外です。シュレッダー業者等が自らASR再資源化施設(ASR投入施設活用率 0.4)を建設する場合は、ASR再資源化施設として自動車メーカー等が委託を行うかどうか検討します

4. ASR減量・減容委託費用の支払方法

ASR減量・減容委託は、実際に処理を行ったシュレッダー業者を対象とし、解体業者やプレス・せん断処理業者は含まれません。

(1) 支払いの対象



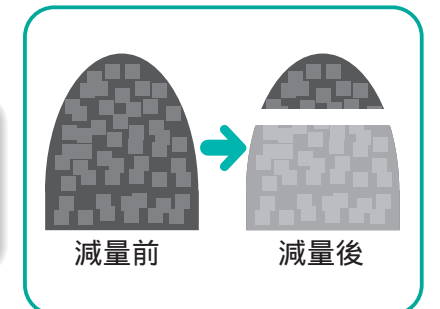
(2) 委託費用の算出方法

ASR減量・減容委託の提案対象ごとに算出方法・単価が定められます。

減量委託の場合

減量されたASR重量に応じてお支払いします。

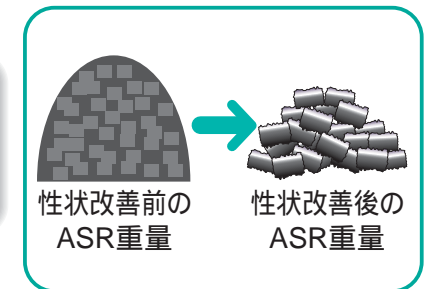
$$\text{減量されたASR重量} \times \text{支払い費用単価(重量あたり)} = \text{減量委託ASR減量委託費用}$$



減容(性状改善)委託の場合

性状改善に伴い添加物等により重量が増加する場合も考慮した計算によって「性状改善前のASR重量」を求め、この重量に対してお支払いします。

$$\text{性状改善前のASR重量} \times \text{支払い費用単価(重量あたり)} = \text{性状改善委託ASR減容委託費用}$$



(3) 支払いの方法

自動車メーカー等(チーム)は、上記の委託費用について以下の方法でお支払いする予定です。

- ・毎月末日に、委託した減量・減容のASR重量を締め、翌月初に計算の上、翌月末お支払いします。
- ・チームごとにまとめてシュレッダー業者の指定金融機関口座に振込みます。